# 中国の徴税システム改革と公的年金改革

(公財)年金シニアプラン総合研究機構理事長・一橋大学名誉教授

高山 憲之

#### 一はじめに

らに日 稿では中国に関する話題を提供することにしたい。テーマ として取りあげるのは近年における徴税システムの改革と  $\overline{\phantom{a}}$ 年金改革、 中平和友好条約締結四○周年でもある。そこで、本一八年は中国で「改革開放」四○周年にあたる。さ の二つである。

# 二 徴税システムの改革

## ① 一九九四年以前

徴収を極力少なくしようというキャンペーンが繰りかえし 外の名目で徴収された公金としては、たとえば農村の収穫 防の補修や雪かき等に勤労奉仕を割りあてていた。税金以 金の一部を中央政府に移転していた。地方税務局は地域間 に設置され 行われていた)。地方政府は潤沢な財政資金を手にする一方 がある。いわば 出産管理費、荷物配送手数料、各種の検査料や許可料、等 物保管費・買上げ事務処理費、 金以外の様々な名目で資金を調達するとともに、 の結果、中央政府に移転される税金も低額に抑えられてい の競争を意識 央政府の財政は金欠状態が続いていたのである。 (新聞等では 一九九四年以前の 他方、 地方政府は地域内の行政需要に応えるため、 ていた地方税務局が税金を徴収し、徴収した税 して 「乱収費」と揶揄されており、税金以外の 「なんでもあり」という状況にあったとい 中国では、 低めの税金を賦課しがちであった。 学校のテスト採点費、 各省・自治区・直轄市ごと 道路・堤 計画 税

## ② 一九九四年の改革

た。その柱は徴税システムの改革と税源分類の明確化(い央政府の税収を増やすための改革が一九九四年に断行され わゆる分税制 右記の状況を改めて、 の導入)であ 中央政府の財政基盤を確立し、 った。

総局、 まず、 国税 徴 の管理・徴収機関としての国家税務局、税システム改革の結果、国務院直属の国 国務院直属の国家税務 地方税

された。 制関 とになった。 位置づけら 連の 調査 このうち国家税務総局は最高位の税務機関として 徴収機関として • 研究、 税制関連法案の作成、実施細則の制定、税 徴収管理体制 の地方税務局、 の構築等を担当するこ に税務組織が再編

には述べられて の税金を同一の 分されたのである(ただし、務局は、国家税務局と新たな 徴収する機関に変わった。 務総局およ 税目ごとに定められている。国家税務局は中央から地方ま 共通税は国と地方に共通する税金であり、その配分比率は 共通税を徴収する機関である。 で垂直的に配置され、 税金は新たに国税 国家税務局と新たな役割をになう地方税務局に二 び地方政府の監督を受けながら、 いない)。 税務機関が徴収している。 ·地方税·共通税 国家税務総局の管理下で国税および 組織再編の結果、 上海は例外扱いとなり、 一方、地方税務局は国家税 の三種に分類され その理由は公的 従来の地方税 地方税のみを 三種 た。

抱えていた。さらに、共通税には燃料税も割りあてられた 課税されておらず、課税対象が限定されている等の問題を 洋石油資源税のみ中央一〇〇%、その他は地方一〇〇%) 道・金融機関本店は中央一〇〇%)、外資系企業に対する法 が、徴収するにはいたらなかった。 としての特徴を備えていたものの、大部分のサービスには が割りあてられた。なお、増値税は付加価値税(VAT) る。まず、 人税・個人所得税(中央五〇%、 (当初の配分比率は中央七五%、地方二五%。ただし、 国税・地方税・共通税 共通税としては、最大の税収項目である増値税 の各税目は以下のようになって 地方五〇%)、資源税(海

消費税、 や贈与税も地方税の税目とされたが、 契約税、農業税、農業特産税等が割りあてられた。遺産税 としては、 た企業分および、鉄道および金融機関本店の一括納付分)、 次に、 個人所得税(外資系企業を除く)、都市土地使用税、都 証券取引印紙税、 国税に含まれるのは、 収分の増値税・消費税等である。一方、地方税 法人税(地方政府に登録した企業分)、法人事業 、固定資産税(事業用資産のみ)、耕地占有税、 自動車購入税、関税、船舶トン 法人税(中央政府に登記し 徴収されるにはいた

## ③ 二〇〇二年の改革

国有企業等の民営化が二〇〇二年から二〇〇四年に か け

て行 通税に分類されることになり、その配分は当初、中央五〇% 地方五〇%と定められた。 われ 新たに民営化された企業に対する法人税は共

れた。 たが 央か 収することになった。 ス業関連から法人税も、 務局が製造業関連企業から法人税も、地方税務局がサービ 法人事業税を地方税務局に納付 国家税務局に納付する一方、サービス産業に属する企業は お、 地方か、に 二〇〇九年に法人税の徴収機関が次 すなわち、この間、 法人税は外資系企業であ よって国税 それぞれ二〇〇九年から併せて徴 製造業に属する企業は増値税を • 地方税 していた。そこで、 る カュ ・共通税に分 否 カ のように変更さ 登記 かれて 国家税 が い中

## ④ 二〇一二年の改革

値税の徴収対象が全産業に拡大されたのである。 そこで、二〇一二年に中国は法人事業税を廃止し、その代 認めており、製造業とサービス業では扱いに大差があった。 わりに増値税をサー 一切、認められなかった。他方、 法人事業税は中国では売上税の一種であ -ビス関連企業にも賦課しはじめた。 増値税は経費の控除を り、経費の控除

局の の約三分の一を占めていた。 法人事業税は二〇一二年に廃止される直前には地方税収 事業規模は大幅に縮小されることなった。 その廃止により、 地方税 務

収総額 とは一変した。すなわち二〇一五年時点に着目すると、税以上のような改革を経て、中国の徴収機関の役割は従来 税務局と税関が徴収していた。 の七五%を国家税務局が徴収してお すなわち二○一五年時点に着目すると、税 り、 残りを地方

それ あり、 金額に関するかぎり、 たものである。 1は主要な税目の内容と税収 (還付分) 個人所得税は税収総額の八%強に過ぎない。 とほぼ 税収の大宗を占めるのは増値税と法人税で 相殺され 輸入時の増値税・ 7 いる。 総額に占める割合を示し 消費税は輸 なお、 出 時の

## ⑤ 二〇一八年の改革

制に を実施することになった。 を決めるとともに、社会保険料も国家税務局が徴 二〇一八年 改めると宣言した。くわえて、 中央政府は徴税機関 大幅な個 の国家税務局 人所 収する体への統合 得税減税

まず、 から七月に 地方税務局の国家税務局 かけて、 全国各地で実施された。 への統合は二〇一八年六 統合後  $\mathcal{O}$ 玉

ぞれ ッ年プの 収 日 プ ン分で八%、※の保険料収入が て正確 して な 収を二〇 ようという 会保険料を一 玉 府や地方 ったよう の記事 年金 に所 九 徴収強化(一括徴収)人が総額で一四%も増せ 政料率は見から の政府が巨額の や医療等 「による)。 得を把握 四年以前 である  $\hat{O}$ 七年から先行実施 で ある。 徴 一九年 収する体制  $\mathcal{O}$ 日 ちなみに 社 一月 徴 けの 本 会保険 -経済 公費を負担 社会保険料 シ に変わ らは、 ステム 新  $\mathcal{O}$ 制度を維 て 大したという。 で六% 1 た河 る。 .の徴 保険 して と社会保険 国家税務局 南省では い持 分 税務 管理 収漏 \_ 八年九月二 八年九月二 八年九月二 る。 ける 情 報を活 た が 方

社会保険

では、

きわ

て高 負

(労使

担込

・失業保険料等を含め険料は標準で二八%

7

11

企業 た社

一会保険 次は重

は国家税務総局 のお ょ 税び 地方政府 とは著の共同 管 近理様下 がに わ置

表1 中国の主要な税目(2017年) 税収総額に 分類と配分比率 税目 税率等 占める割合 中央:地方 共通税 17%:製造業・リース業(11%:交 増値税 38.1% 50:50\* 通•通信•建設業、6%:金融業) 25%:一般(10%:零細企業、15%: 共通税 法人税 23.5% ハイテク企業) 60:40\*\* 輸入時 10.7% 国税 增值税•消費税 個人所得税 地方税 3~45% 8.2% 消費税 国税 7.3% 都市土地使用税 3.4% 地方税 契約税 3.3% 地方税 都市維持建設税 2.9% 地方税 その他 2.6% \* 鉄道・金融機関本店は中央100 \*\* 国有企業は中央100

出所: 中国税務年鑑

よる)。 を大幅 は公費による社会保険財政赤字補填総額 兆円強。一元 0 社会保険料 虚偽申告を Ŀ 口 「って い の徴 しが 一六 たっであ るという(前 円強 収漏 で換算)に及ん る。 は直近で年間、 ちな 述 みに の日本経済新聞記事に でおり、 ( 約 約二兆元 ある試算による • 一兆元) その金額 

それは容易 体制に移行するという 現体制 限も強  $\mathcal{O}$ でない 国家税務総局 で社会保 そこで のである 険 料 が 所 社会保険 得把握に一 収を強 料 化 日 ŧ L  $\mathcal{O}$ ようと 併 長が せて あ 徴 L ŋ, 収する 7 ŧ 徴

味であ たの 国人 元であ れた。 際慣例に従 開放政策によ 人であったという。 ○○元であ 他方、 が個人所得税である。 の中国流入が増加の一途をたどった。 その歴史は長くな ŋ ったので、 中国で個 中国 いった。 景気対策 V の個人消費は二〇 って外資系企業や合弁企業が 八所 国家の税収権益を確保するために 当時、 課税対象者の大半 得税が導入され 中国では の柱とし V ) 中国労働者 導入当初 て個 一九七八年に開始され 人 /所得 年 の課 た は中国国内在 の平均賃金は月  $\mathcal{O}$ 就税最低限 は 税 入 そうし 減税 次 2 ハ々と現れ 九八 7 が カコ た中 一年で 導入 住 は ら減 打ちださ 額六四 た の外国 月 され 改革 額 で国 速 外 あ 八

認められ 控除等は認 金控除の三つだけであり、 は原則二〇% 中国 給与所得 の個 7 此められて 人所得税は所得項目ごとの いるのは基礎控除と社会保険料控除 8 の定率負担となっている。 事業所得は累進税負担、 いない 配偶者控除・ 分離 その他 扶養控除 給与所得 課 成税とな  $\mathcal{O}$ • 所得項目 住宅積立 や医 に対 0 |療費 L 7 7 お

性の 保険料控除 変更はなか 始ま 算した上で同 二〇一八年 いった。 役務報酬 それぞれ引き上げられた 所得に限定されて 額 ったもの 限界税率は三%~四五% る。 改正 住宅積立金控除 • 原稿料 額は月額三五○○元から月額五○○○元に 万元の場合、 の累進税率を適用することになった。 の結果、一 七〇%強の 0 て、新たに子女教育費・高 いるとは言え、 ·特許使用料 三%~二五%が適用される所得金 一項目あ 減税となる勘定である。くわ の合計を給与の二二%とする 個人所得税負担は三二五元か (表2参照)。  $\mathcal{O}$ 対象になる。 の七段階であ  $\mathcal{O}$ 総合課税への動きが 四項目に る 所 その結果、社会 のう 0 額医療費· これらの り、その いては合 労働

施され、残りの改正は二〇一九年一月から実施される。更と基礎控除額の引き上げは二〇一八年一〇月から先行実として確立される日は先送りされた。なお、税率区分の変下する見通しである。個人所得税が中国における税収の柱ける個人所得税納税者割合は四四%から一五%前後に急低ける個人所得税納税者割合は四四%から一五%前後に急低 改正により、 ぶと見込まれており、都市部の労働減税規模は年額で三二○○億元(五 (五兆三〇〇

表2 給与所得の累進税率表

課税所得金額(月額) 改正前	課税所得金額(月額) 改正後	限界税率 (%)
以正則	以止後	(90)
1,500元以下	3,000元以下	3
1,500元超 4,500元以下	3,000元超 12,000元以下	10
4,500元超 9,000元以下	12,000元超 25,000元以下	20
9,000元超 35,000元以下	25,000元超 35,000元以下	25
35,000元超 55,000元以下	35,000元超 55,000元以下	30
55,000元超 80,000元以下	55,000元超 80,000元以下	35
80,000元超	80,000元超	45

受けるとともに、限界税率が高いほど基礎控除引き上げに得分について税率区分の変更による減税メリットをフルに高所得層である。高所得層は月額三万五〇〇〇元までの所受するのは所得月額が三万五〇〇〇元超(五七万円超)の更や基礎控除額の引き上げにより最大の減税メリットを享 受けるとともに、限界税率が高い よる減税額もその分だけ多くなるからに他ならな を目的として いると伝えられて 中間層の消費を底上げすること 税率区分の変

#### 二 公的年金の改革

## ① 公的年金の沿革

工年金が まず、 主が 女性は五五歳)であった。老齢年金の受給開始年齢は男性が六○歳、女性五○歳 運営は賦課方式を基本とするものであった。 年(男性の場合。女性は二〇年)で与えられた。 であ 負担した。 玉  $\mathcal{O}$ り、保険料は三%に 一九五一年に創設 市戸籍をも 拠出期間: 年金は 標準的 って 比 な給付の所得代替率は五○ 例の いされた。 設定され 給付 とな 当初 与えられた。その財政の受給資格は拠出二五  $\mathcal{O}$ いって 加 (ホワイ 史を有 そのす は報酬比例 いた。 員とする ベ - トカラー 7 法定 % 7 を事業 カ  $\mathcal{O}$ の受 ら七 年金

給付支払いを事業所ごとに受けもたされた。年金給付の遅中断を余儀なくされ、各事業所は結果的に退職者への年金この制度は文化大革命のはじまった一九六六年から一時 配は各所で頻繁に起こり、受給開始年齢 を超えた後も 年金給付の遅

ると、 数の 一九八〇年代に入り、改革開放路線ざるをえない被用者が多数に上った。 なかったからである。ただし、業との競争上、現役従業員の削 企業への転職を通常の場合、希望しなかった。 で持ち運ぶ制度がなかったため、 削減に取りくまなければ 当時、年金受給権 国有企業従業員は非 を企 非国有企 膨大な 宝業間 なら

料が が 各 に引き上げられた。 一九八六年にいたり、 <sup>2</sup>導入され [地に設置された。くわえて、本人負担三%の年金]) でプールする制度が創設され、社会保険管理事 事業主負担分の年金保険料 年金保険料を各地域内 金保険料も標準で一五%平人負担三%の年金保険れ、社会保険管理事務所料を各地域内(通常は市料を

的年金 営される給付建ての年金、二階の二階建てに変更され、一階の基本 立型年金として再編成された。このときに 建てに変更され、一階の基本年九九七年は年金大改革の年とな (員の年金は元々、恩給方式でが現行制度のベースとなって) 個 -年金は賦課方式で財政となった。 公的年金給付 いる。 人勘定は掛金 に再編成された たの 公積運 は

公務員の は <u>一</u> 五. いたり、 の公的年金 他方、農村 の都 都 恩給方式であった。 市戸籍 制 戸籍 市 籍の住民な 農村 の民間被用者並 住 こにおいてもなべれる 民 年金が二〇 その み 年金 なの 1 非  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 九。被用度制度

と個 カ ら用意され 人勘定 の二つで構成され てお *b*, そ の給付は全額公費負担の定額年金 7 る

## ② 現行制度の概要

提示し、 以上 制 内容は財政単位ごとに違いが 定めている。 険管理機構 度の 央政 に達しており 概要を説 それ が  $\mathcal{O}$ それ を参考に 明する 力資 政単 ぞれ 位 源 分立管理され は市 しなが  $\mathcal{O}$ 地域に応じた制度の具体的 社 会保障 レ 少な ベル ら各地域 くな て が 部 いる。 多く、 が 域に設置された標準的な制力 ?標準的 以下 その結果、 全国 **『で二**〇 では た社 度内 内 Ŏ 容を 会保 準制度

る。 高 当する給付 わせて、加入地域の前年における平均賃金の四~五割に相七ヶ月)となっている。標準ケースでは、一階と二階を合 六○歳受給開始者の場合、  $\mathcal{O}$ 年金は日本のような定額年金ではなく、 者が受給する老齢年金 地域の平均賃金と現役時代 まず、 個 V それに加入年数と給付乗率 年金現価率は受給開始年齢ごとの平均余命で与えられ、 受給する老齢年金の所得代替率は三〇%となる。本人の平均賃金が地域平均に等しい場合、三〇年 人ほど給付も多くなるしくみである。一方、 人勘定は、 都市職 が想定されている。 工年金 その 残高を年金現価率で除した金額に等し の一階 現行の現価率は一三九(一一年  $\mathcal{O}$ 本  $\widehat{\phantom{a}}$ 分 である基  $\mathcal{O}$ 平均賃金の を掛けて算出され 本人の平均賃金が 本年金 、三〇年拠出 和 二階部 を一で は 基本 加 分 割入

なってい 一年の制度創設当初と変わ 給付は毎月払 実施され 現行 な では れている。さらに、いものの、二〇〇五 ゴいである。 出 の、二〇〇五年以降、 族年金はなく、代わりに一五年以上となっている。 給付 りがな 法定 は自動スライ ない。老齢年金の受給用始年齢は 政策スラ ĸ 0 の受給資 イドが毎 対象とは 九

に 支払われる。 お 中国に は 遺族年金 りに一 時 金 が 遺 族

をそれ 賃金 一方、 保険 対象の賃金には下限 料は ぞれ負担する。 事業主が 人負担分は 三〇〇%と定めら る。 事業主 個 と上限 人口 [座で積 負担分 0 10 があ れ のは基本年金の%、本人がな ている。 り、 み立てられる。 それぞれ の原資の 地 域 保 平 険 لح 均料な%

公務員 わ いりがな 算用 年金は現在 が  $\mathcal{O}$ ただ 保険 賃 金  $\mathcal{O}$ L 兀 右記 %をそれ 乗せ分とし 上 乗 せとし た都市 ぞ ħ て職 7 追 職 域加算部 加 工年金 事業 負担 主が 上と基 L た 賃金 が が 本

分の 個人勘定と合わせると、 職域加算部 積立型年金の保険料としては、 分も掛金 建ての積立型年金である。 労使込み かなり高 の保険料は二〇%と 0 二階部

には は大半の加入者が最低の年一○○元を拠出している。 出分が多い れており、 マッチング拠出は最低で年額三〇元となっており、本人拠 地域によっては年額、数千元になっている。加入者拠出分 ○○元であった。最高額は、その後、 他方、 その最低額は年額で一〇〇元、 地方政府 都市 そのうちのいずれかを加入者が選択して納付す ほど、 0 ・農村住民年金は定額 公費によるマッチング拠出が付加される。 マッチング拠出額も多い 最高額は当初、 徐々に引き上げられ の保険料が複数設定さ 0 ただ、現状で 年額五

ている。 おり、 部地域では地方政府の単独事業として定額年金額を上積み 生活水準二〇三元の三分の一程度にすぎない 半負担している。 全額負担している一方、 寡にはかかわらない定額(月額七○元) しているところが少なくないようである。 人勘定である。 その給付は二階建てとなっており、一階は本人拠出 原資には本人拠出分とマッチング拠出分が充てられ 一階の定額年金財源は中部・西部地域では国庫が 個人 定額年金の受給月額七〇元は地方の最低 、勘定は掛金建ての積立型年金となって 東部地域では国庫と地方政府が折 の年金、 。そこで、 二階が個 東

れている。 て特異な類型となって に起因しており、 モデルを中国が一九九七年以降、 加入者はい 以上に説明したように、中国では職種や地域を問わ これは、 ずれも掛金建ての積立型年金への 現在 世界銀行が一九九四年に いる。 中国の年金制度 採用しつづけてきたこと は 世界 提唱した年金 拠出を求めら の中で極め ず、

なお、中国では公的年金の管轄地域が変わる転職に 現在、 職工年金 農村住民年金 その受給権の一部持ち運びが認められて の場合、基本年金給付 それぞれ転職先に持ち運ぶことができる。 の個 、勘定分も全額が持ち運 の六割を、 個 び可能で 人勘定分 いる。 . 対 し

#### ③ 適用状況

受給者数は一億一〇〇万人強であった。 の加入者数は四一〇〇万人、受給者数一七〇〇万人、都市・ た。まず、都市職工年金の加入者数は二億七八〇〇万人強、 二〇一六年の制度適用状況は、 以下のとおりとなってい また、公務員年金

民年金 比率 億五 五. 現在 中国人のうち無年 王  $\equiv$ 国に 者は二〇%に達 以上五九歳未満 は全国平均 住民年金 (二)〇一七 でも  $\mathcal{O}$ お  $\bigcirc$ 入者 総 万 11 て現在 人 、弱であ でみるかぎり三・三から二・八であった。口の七○%を占めている。なお、年金扶業  $\overline{\phantom{a}}$ や受給者である。ちなみに 加 によると、二○一三年時点で六○歳以上 入者数は三億五六〇〇万 でも の中国人(学生を除く) 金者は二四%に上っていた。 った。 て 重要な課題となっ いたという。 中国  $\mathcal{O}$ 多数派 年金制度の適用 農村 て は 度の適用拡大のうち年金未 都市 いる。 受給者数 戸 さらに一 年金扶養 籍保有者 村住

# ④ 年金の財政収支状況

入二兆 浙江 ると、 を賄えた省・直轄市が全国三一地域のうち広 計で年間六七〇 を公費負担 らに都市 ここでも 料収入は 公務員年金も同年の支出総 方政府や中 ○億元強、 支払 省 市 ・北京市等七つあった。 都市職工年金の場合、 九〇 • 公費からの -央政 一で賄 農村住民年金 ○○億元弱 保険料収入七〇〇億元であり、 支出 府 ○億元強に達していた。 っていたことになる。 ○億元強、 の財政収支を二〇 からの繰り は総額 繰 り入れ等で赤字分を賄 の場合、 運用収入一〇〇 で二兆三 入 運用収入四○億元弱 額二七○○億元弱に対 同年の れ 等で赤字分を補 同年 一五年時点 保険料収入のみで給付 ) (億元強 公費負担は三制度合 の支出総額は二一〇 ただ、 ○億元 給付財源 東省・江蘇省・ って でみると、 地域別にみ で であ 0 いた。さ あ て 保険 いった。 の大半 ŋ 保険 た。 料収

もの は 資金をプー ルまで年金財政を統合するように繰りかえし勧告し 七 都 0 市 つの省・ 職工年金は地域単位で財政運営し 二〇一五年時点までに、 ル 直 するしくみを欠い |轄市に限られてい ていた。 . る。 それを実現させ 中央政府 ており、 は省レ 7 地 域 7 11 たい 間 のた ベ 7

広東 《省地域、 たことも 裕がある 地域の年金財政は 率 杭州を含む浙江省、 -の 高 旧満 低などで大差が生じやすい。 地域内における経済発展状況 政は窮迫してい の東北地域では国有企業 江蘇省などでは . る。 業改革 深 圳の が政のい

さら され がが そのさい 5 政府や中央政府から赤字補填のための公費が 窮迫すると、まず、積立金が取りくずされ る。 保険料の引き上げや給付水準の引 東北地域最北端 の黒龍 る。 江

実味 かね に投入され て を帯 な は二〇 させるも 九 〇年代 11 それ 7 1  $\mathcal{O}$ 末 るの であ を避けるため お である。 ŋ, である。 の支払 ける四〇 で 共産党政権 V 市 Ŏ 給付遅配は が遅延すると 巨額 年金 万  $\mathcal{O}$ の失敗と受け 大量 公費が都市  $\mathcal{O}$ 文化 積立 解雇時 金を使 うお 大革 とめられ それ 職工年金  $\mathcal{O}$ 命 悪夢を 時代や V が は

され て のは三三〇〇億元弱 結果、二〇一五 年金用の支払 積み立てられるべき資金がその穴うめに流用される。 中国 (全国計) この問題 ておらず |の公的 四兆五 には 年 11 金は 年段階で本来あるべき個人口座 財源が足りなくなると、 「空口座」問題と呼ばれ いわ 四〇〇億元強のうち実際に残 一階部分と二階部分の · <u>-</u> % どんぶり勘定となって にすぎなかった。 まず 会計 当局を困 個 い処 の積立金残 入っていた る。その る。 理が [惑させ 中国で 基 本

以降、 発表 つさ かではない。ひきつづき注視が必要である。建て」への切りかえを意味するものなのか、 用利回り」を二〇一六年分については八・三一%とすると のまま据えおき)。 中国中央政 した(ただし都市・農村住民年金の個人勘定分は従来 VI しない 個人勘定 府 と宣言した。そして、 の積立不足を補うための財務大臣は二〇一四 この発表が 、個人勘定の 一四年末に、二〇 個人勘定の「みなし運 の国庫資金投入をい 「みなし掛け金 今のところ定 一 五

財政プー 分が 与え 金賦 基本 財政 給者数を掛けた金額を各財政単位に分配しはじめた。 退職者のみ) 参照)。すなわち全国各地の財政単位から調整金賦課ベース の三%を徴収する一方、 < 国務院は二〇一八年になって基本年金用に全国レベル 課 調 4 年金保険料 られる。 び 財 政調整用 整を同年七月から実施している(片山(二〇一八) 公務員共済 年金扶養比率の高い財政単位から、それら ベースは各地の平均賃金×年金加入者数×九〇%で ル つって (中央調整基金) 設立を発表し、 総数で割り、それに各財政単位の老齢年金受 基本年金の標準保険料率は二〇%であるので 資金となった。この財政調整により、 収入総額のうち一三・五%分に相当する部 事実上、移転されることになる。 して年金財政基 その総額を老齢年金受給者 の、日本の各地方公務員共済組合 の安定化を図っ 全国規模で年金保 保険料による の低い (定年 賃金 調整  $\mathcal{O}$ 

#### ⑤ 積立金の運用

回りは、 低か 積立金を投資することが解禁された。そのためには、 れた補助金」として与えられつづけ 額に上る公的年金の や国債を購入する形で自家運用 二〇一五年八月に っった。 この間 各財政単位 結果的に 年間二%未満にすぎず、 は年金 いたり、株式 給付財源が銀行 積立金は実質的に目減 を銀 を含むリスク資産へ年金 7 部門や中 てい たの  $\mathcal{O}$ 'n その名目運用利 物価上昇率より 一年物定期 -央政府に である。 して いた。 各財 「隠 巨

の三%弱) 二兆四○○億元強(公的年金積立金総額 る。全国社会保障基金の保有資産残高は二〇一六年時点で 基金の理事会は、 保障基金にそれを運用委託する必要がある。 政単位が各省当局の管理する基本年金基金へ積立金の一部 (ないし全部) それらを通して預託された年金資産を市場運用してい となって を運用委託し、さらに各省当局が全国社会 運用受託会社や資産管理会社を複数指名 いた。 全国社会保障 G D Р

とは必ずしも言えな の成長を記録してい いた。ただ、 年までの年間運用利回りは名目で平均八 あった。当初からリスク資産へも投資し は国庫拠出金 るために二○○○年に設立された基金であり、当初、 全国社会保障基金は元々、 同期間に中国のGDPは平均で年間九・五% 国有企業株式売却益・宝くじ収益金だけで たの この 基本年金財政の赤字を補填す 利回りが 八・三七%となってしており、二〇一六 特別に高か つた 財源

#### 【参考文献】

王新梅 (三)〇一七) 「中国年金制度の現状」 未定稿、 英語

英語版。 徐静・王新梅(二〇一八)「中国徴税機関の統合」未定稿、

ニッセイ基礎研究所。 積立金を使い果たした黒龍江省」保険 片山ゆき (二〇一八) 「地方から始まる?年金危機-・年金フォー -カス、 年金

六 高山憲之 (二〇〇二) (四)、英語版。 「中国の 年金改革」 『経済研究』 五